

令和8年4月定例教育委員会議 議事日程

日 時 令和8年4月24日（金）

午前9時30分より

場 所 町民センター 3Bクラブ室

- 1 開会宣言
- 2 署名委員の指名
- 3 教育長事務報告
- 4 報告・協議事項
 - （1）二宮町学校給食費取扱い要綱の一部改正について
 - （2）二宮町学校給食食材費補助金交付要綱の一部改正について
 - （3）二宮町立小学校及び中学校通話録音装置取扱要綱の制定について
 - （4）二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付要綱の制定について
 - （5）その他
 - * 次回教育委員会議予定
- 5 閉会宣言

令和 8 年 4 月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R8.3.27~R8.4.23)

月	日	曜日	内 容
3	27	金	定例教育委員会議
3	30	月	臨時議会
3	31	火	町退職者等辞令交付式
			教職員等転退職者辞令交付式
4	1	水	町職員辞令交付式
			教職員等辞令交付式
			町内小中学校へ新年度挨拶回り
4	2	木	共同学校事務室運営協議会
			小中学校校長会
4	3	金	中地区市町教育委員会・中教育事務所オンライン挨拶
			会計年度任用職員辞令交付及びオリエンテーション
4	6	月	にのみや学園山西小学校入学式
4	7	火	春の全国交通安全運動（街頭監視）
			にのみや学園オンライン始業式
			政策会議
			小中学校教頭会・事務職員会議
4	8	水	防犯ブザー贈呈式
4	9	木	生涯学習ボランティア学級講座部会総会
4	15	水	社会教育委員会議
4	16	木	地域学校協働活動推進員委嘱式
4	17	金	スポーツ推進委員委嘱式
4	19	日	元気なコミュニティ協議会 10 周年記念懇親会

月	日	曜日	内 容
4	21	火	政策会議
			民俗芸能保存会連絡協議会総会
4	22	水	中地区教育長会議
4	23	木	令和８年度重点施策・事業 町長ヒアリング

4月政策会議結果報告

令和8年4月7日（火）開催分

【町長あいさつ】

現在暫定予算となっているが、早期に本予算を組み臨時議会に向け進めていくように。

【主な付議案件】

- 1 二宮町新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について
（こども・健康部）
 - ・新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、国、県の行動計画が全面改定されたことにより、町の新型インフルエンザ等対策行動計画を改定する。

【情報交換】

- 令和8年度二宮町教育委員会基本方針については、本予算成立後に決定し公表する。
（教育部）

令和8年4月21日（火）開催分

【町長あいさつ】

臨時議会を開催し本予算を提案する。

現在、令和8年度重点施策事業に係るヒアリングを行っており、意見交換をしていきたい。

町長が地域に出向いた際に町民の方から生活に直結したお話をいただくことがある。町職員が対応しているが、経過や結果がうまく伝わっていないことがあり、町民の安心度を高めるためにも丁寧な説明をしてほしい。

【主な付議案件】

- 1 令和8年度一般会計予算について
（政策部）
 - ・令和8年3月議会において否決となった「令和8年度一般会計予算」について、将来的課題を含め、一部修正して、改めて上程する。

【情報交換】

- 特になし

教育総務課・教育指導課事業報告

事業報告

(令和8年3月27日～令和8年4月23日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
4月2日	木	共同学校事務室運営協議会	町民センター	7
4月2日	木	校長会・にのみや学園連絡会	町民センター	14
4月3日	金	支援教育補助員研修会	町民センター	50
4月6日	月	小・中学校入学式・始業式	町立小中学校	-
4月7日	火	にのみや学園始業式	オンライン	-
4月7日	火	教頭会	町民センター	14
4月7日	火	小・中学校事務職員会議	町民センター	7
4月9日	木	英語教育担当者会	オンライン	8
4月13日	月	児童指導・生徒指導・教育相談コーディネーター担当者会	町民センター	18
4月15日	水	教務担当者会	教育支援室	7
4月16日	木	幼保小連携推進委員会	町民センター	9
4月16日	木	共同学校事務室	二宮中学校	7
4月20日	月	学校保健担当者会	教育支援室	7
4月23日	木	全国学習状況調査(国語・算数・数学)※英語は別日	町立小中学校	-

事業予定

(令和8年4月24日～令和8年5月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
4月28日	火	共同学校事務室	二宮中学校	7
5月1日	金	特別支援教室担当者会	オンライン	30
5月7日	木	校長会	町民センター	14
5月8日	金	初任者研修会	教育支援室	10
5月11日～15日	月～金	小学校へ行こう週間【幼保小連携関連】	各小学校	—
5月12日	火	人権教育担当者会	オンライン	8
5月13日	水	幼保小交流会(職員)	町民センター	20
5月15日	金	児童生徒安全対策協議会	町民センター	24
5月15日	金	学校事務連携会議	町民センター	7
5月18日	月	共同学校事務室	二宮小学校	7
5月19日	火	通級指導教室担当者会	二宮小学校	4
5月21日	木	二宮町図書館・学校図書館連絡会議	二宮小学校	12
5月27日	水	小中一貫教育カリキュラムワーキンググループ代表者会	オンライン	15

学校給食センター

事業報告

(令和8年3月27日～令和8年4月23日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
4月8日	水	中学校1学期給食開始	-	-
4月10日	金	小学校1学期給食開始	-	-

事業予定

(令和8年4月24日～令和8年5月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
4月30日	木	平塚保健福祉事務所学校給食施設立入検査	給食センター	4
5月27日	水	納入物資業務監査	給食センター	5

生涯学習課事業報告

(令和8年3月28日～4月23日)

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	出席者/人数	担当班
4/15	水	第1回社会教育委員会議	ミーティングルーム1	13:30	5人	学習
4/16	木	地域学校協働活動推進員委嘱式	ミーティングルーム1	18:30	5人	学習
4/17	金	スポーツ推進委員委嘱式・第1回スポーツ推進委員連絡協議会	ミーティングルーム1	19:15	14人	スポーツ

生涯学習課事業予定

(令和8年4月24日～5月27日)

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	開始時間	担当班
4/25	土	青少年指導員委嘱式・第1回青少年指導員連絡協議会	ミーティングルーム2	13:30	学習
5/9(土)～ 10(日)		リサイクルコーナー	展示ギャラリー1	9:00	図書館
5/13	水	ブックスタート	保健センター	13:00	図書館
5/27	水	第1回文化財保護委員会	ミーティングルーム1	13:30	学習

二宮町学校給食費取扱い要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後

(給食費の額)

第8条 給食費の額は、次の表のとおりとする。

区分	月額					日額				
	完全給食	補食給食	牛乳なし	ごはんのみ	生乳のみ	完全実施	補食給食	牛乳なし	ごはんのみ	牛乳のみ
小学校における 実施対象者	5,200円	3,590円	4,060円	1,610円	1,140円	320円	220円	250円	100円	70円
中学校における 実施対象者	8,130円	4,150円	4,990円	1,980円	1,140円	380円	280円	310円	120円	70円

2～4 (略)

改正前

(給食費の額)

第8条 給食費の額は、次の表のとおりとする。ただし、町等からの補助がある場合は、その補助額を引いた額とする。

区分	月額			日額		
	完全実施	牛乳なし	牛乳のみ	完全実施	牛乳なし	牛乳のみ
小学校における 実施対象者	4,530円	3,730円	800円	280円	230円	50円
中学校における 実施対象者	5,340円	4,540円	800円	330円	280円	50円

2～4 (略)

二宮町学校給食食材費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<u>(補助金交付対象者等)</u> 第2条 補助金交付対象者は、町内の小中学校に通う児童生徒とし、<u>非喫食者、生活保護の教育扶助を受給している児童生徒は除く。</u> 2 前項に規定する補助金の交付は、二宮町学校給食費取扱い要綱第5条に規定する学校給食費の徴収責任者である校長に行うものとする。 (補助金額) 第3条 補助金額は、<u>小学校児童及び中学校生徒における学校給食費の負担軽減のため</u>、予算の範囲内で補助する。	<u>(補助金交付対象者)</u> 第2条 補助金交付対象者は、二宮町学校給食費取扱い要綱第5条に規定する学校給食費の徴収責任者である校長とする。 (補助金額) 第3条 補助金額は、<u>中学校生徒の給食費及び小学校児童における社会情勢による食材費の物価高騰分に相当する経費とし</u>、予算の範囲内で補助する。

改正後	改正前
第 1 号様式（第 4 条関係） 年 月 日 二宮町長 様 申請者 学校長 二宮町学校給食食材費補助金交付申請書（小学校） 二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。 記 （ 1 ） 要綱第 3 条に規定する経費 補助金交付申請額 金 _____ 円 内訳 <u>小学校児童給食費</u> 円 × 児童数 人 × <u>月数 11 か月</u>	第 1 号様式（第 4 条関係） 年 月 日 二宮町長 様 申請者 学校長 二宮町学校給食食材費補助金交付申請書（小学校） 二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。 記 （ 1 ） 要綱第 3 条に規定する経費 補助金交付申請額 金 _____ 円 内訳 <u>物価高騰相当額</u> 円 × 児童数 人 × <u>給食実施日数 _____ 日</u>

二宮町立小学校及び中学校通話録音装置取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二宮町立小学校及び中学校に設置する通話録音装置の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 電話機での通話中に自動又は手動で通話内容を録音する装置をいう。

(2) 通話録音データ 通話録音装置により録音された音声をいう。なお、通話録音データは行政文書であることに留意する。

(管理責任者の指定等)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置き、教育総務課長をもって充てる。

2 通話録音装置を設置又は管理する所属に通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該装置を設置する学校（以下「設置校」という。）の校長をもって充てる。

3 総括管理者、管理責任者以外の者に、通話録音装置の操作（録音を除く。）をさせてはならない。

(設置の公表)

第4条 総括管理者は、二宮町のホームページ等を通じて通話録音装置の設置及びその利用目的について公表するものとする。

(音声案内等)

第5条 管理責任者は、通話内容を録音する場合には、町民等が通話を録音されていることを容易に認識できるよう、録音アナウンスによる音声案内等を行う。

(個人情報保護)

第6条 総括管理者及び管理責任者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 総括管理者及び管理責任者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。

3 総括管理者及び管理責任者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音データの適正管理)

第7条 管理責任者は、通話録音データを記録した媒体（以下「通話録音データ等」という。）の管理、運用等にあたり、通話録音データ等の漏えい、滅失、毀損又は改ざんの防止その他通話録音データ等の安全確保のため、次に掲げる措置を講じるものとする。

（1） 通話録音データ等は、厳重に管理し、管理責任者が許可した場合を除き通話録音データの記録媒体への複写及び加工並びに設置場所以外への持ち出しは禁止する。

（2） 通話録音データ等の保存期間は、原則、通話を録音した日から10日以内とし、不必要な保存は行わないこと。

（3） 通話録音データ等を再生するときは、管理責任者が行い、かつ管理責任者が指定した場所で行うこと。

（4） 保存期間が終了した通話録音データ等は、直ちに消去するものとする。
この場合において、記録装置を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、粉碎、裁断等の処理を行うものとする。

（5） 前各号に掲げるもののほか、通話録音データ等の不正利用、外部流出、改ざん等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（苦情の処理）

第8条 管理責任者は、通話録音装置等の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒に対する多様な学び場の確保をするにあたり、保護者の負担軽減を図るため、当該保護者に対して予算の範囲内において二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、二宮町立学校の設置に関する条例（昭和51年二宮町条例第12号）に規定する小学校又は中学校に在籍する二宮町に住所を有する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 前号に定める児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により、登校しないあるいはしたくともできない状態にあるため登校が困難な者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者をいう。
- (3) フリースクール等 不登校児童生徒に対し、学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談、体験学習等の活動を行っている民間の施設をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の父若しくは母又は当該児童生徒が通所しているフリースクール等に利用料を納入している者をいう。
- (5) 利用料 フリースクール等に在籍する全ての児童生徒に対して提供する活動に対して、フリースクール等から保護者に対し定期的又は利用の都度請求される入学費、授業料、実習費、教材費等をいう。

(補助の対象となるフリースクール等)

第3条 補助の対象となるフリースクール等は、法人が経営し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1年以上の活動実績（任意団体として活動していた期間を含む。）があること。
- (2) 原則として週に1回以上開所し、主に学校の稼業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること。
- (3) フリースクール等を利用している不登校児童生徒（以下「施設利用児童生徒」という。）の将来の社会的自立を目指して、学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談等に関する取組を提供していること。
- (4) 施設利用児童生徒やその保護者に対して、児童生徒の社会的自立に向けた相談業務が提供できる人員を配置していること。

(5) 二宮町教育委員会または不登校児童生徒が在籍する学校（以下「在籍学校」という。）の学校長の要請により、施設利用児童生徒に関する情報を提供すること及び在籍学校との連携ができること。

(6) 業務上、知り得た施設利用児童生徒の個人情報に関して、適切な取扱いができる体制が構築されていること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する施設利用児童生徒の保護者とする。

(1) 施設利用児童生徒が、申請のあった日の前1年以内におおむね30日以上在籍学校に登校していないこと。

(2) 施設利用児童生徒のフリースクール等の利用回数が、月1回以上であること。（ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。）

(3) フリースクール等での施設利用児童生徒の様子等に関する情報について当該フリースクール等が二宮町教育委員会又は在籍学校の学校長に情報提供をすることを承諾すること。

(4) 次条に規定する補助の対象となる経費について、本補助以外の補助を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象者が負担する利用料とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、月ごとに算出するものとし、施設利用児童生徒1人につき、各月の利用料に3分の2を乗じて得た金額と15,000円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中にフリースクール等の利用を開始し、又は利用を終了した時の当該月の補助金の額は、当該月にかかる利用料の実費額に3分の2を乗じて得た金額と15,000円のいずれか低い額とする。

3 前2項の額について1月につき100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、各年度の最初の利用日（体験入所等により利用料が発生する日を含むものとし、施設利用児童生徒としての利用日をいう。以下「利用開始日」という。）が属する月の翌月末日（利用開始日が3月中の場合は、3月末日。以下「申請期限」という。）までに町長に提出しなければならない。

2 申請書の提出がされた場合における当該申請者に対する補助の期間の開始日は、次に定めるとおりとする。

(1) 申請期限までに申請書が提出された場合 利用開始日が属する月の初日

(2) 申請期限後に申請書の提出がされた場合 申請書の提出日が属する月の前月の初日

(補助対象者の決定等)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助対象者として決定し、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助対象者決定通知書（第2号様式）により、申請した者に通知するものとする。

(変更・中止)

第9条 補助対象者の決定を受けた者は、交付の決定を受けた申請の内容を変更し、または中止しようとするときは、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金（変更・中止）申請書（第3号様式）により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金（変更・中止）決定通知書（第4号様式）により、申請した者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、変更の内容が、利用するフリースクール等の変更及び補助金額の算出に差異を生じさせるものではない場合は、同項の規定による申請を要しない。

(利用状況報告)

第10条 補助対象者の決定を受けた者は、半期ごとの補助経費にかかる補助金について、次項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める提出期限内に、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金利用状況報告書（第5号様式。以下「利用状況報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 二宮町フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書（第6号様式）

(2) その他町長が必要と認める書類

2 利用状況報告書の提出期間区分及び提出期限は、原則次のとおりとする。（提出期限の日が二宮町の休日を定める条例条例（平成元年二宮町条例第6号）第2条第1項各号に規定する休日に当たるときは、その翌日を提出期限とする。）ただし、期限内に提出できないことについて町長が特に認めたときは、この限りではない。

(1) 4月1日から9月30日までの利用料 10月1日から10月31日までの期間

(2) 10月1日から3月31日までの利用料 3月1日から4月10日までの期間

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは交付すべき補助金額を確定し、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金額確定通知書（第7号様式）により、補助対象者の決定を受けた者に通知する。

(請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金請求書（第8号様式）により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求した者に補助金を交付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
(交付申請の特例)
- 2 令和８年４月１日から同年６月３０日までの第７条第１項の規定によるフリースクール等の利用に係る補助金の交付申請に関する適用については、同項中「最初の利用日（体験入所等により利用料が発生する日を含むものとし、施設利用児童生徒としての利用日をいう。以下「利用開始日」という。）が属する月の翌月末日」とあるのは、「令和８年７月３１日までに」とする。

二宮町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付申請書

二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金の交付を受けたいので、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 対象者について

フリガナ	
児童生徒氏名	
フリガナ	
保護者名	
学校学年	二宮町立 学校 第 学年 組
フリースクール等の名称、所在地、連絡先	名称： 所在地： 連絡先：
利用開始日	年 月 日から（週 日）

2 確認承諾事項

☐ フリースクール等での施設利用児童生徒の様子等に関する情報について当該フリースクール等が二宮町教育委員会または在籍学校の学校長に情報提供をすることを承諾します。

☐ 補助の対象となる経費について、本補助以外の補助を受けていません。

年 月 日

保護者署名

添付書類

- ・フリースクール等を利用している事が確認できる書類
- ・利用しているフリースクール等の活動実態が確認できる書類（第3条各号に規定する事項が確認できる書類を含む。）
- ・利用料が確認できる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

年 月 日

様

二宮町長

二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助対象者決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金について、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助対象者として決定しましたので通知します。

記

保護者名（申請者）	
児 童 生 徒 氏 名	
フリースクール等の名称	
補助対象者決定日	
利 用 開 始 日	
備 考	

注意

フリースクール等の利用期間等が変更又は中止された場合は、第3号様式 二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金（変更・中止）申請書により申請を行わなければならない。

第 3 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

二宮町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助対象者（変更・中止）申請書

年 月 日付けで補助対象者として決定を受けた、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金について、次のとおり（変更・中止）したいので、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

児 童 生 徒 氏 名	
（変更・中止）の内容	
（変更・中止）の理由	

年 月 日

様

二宮町長

二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助対象者（変更・中止）決定通知書

年 月 日付けで補助対象者として決定を受けた二宮町フリースクール等
利用児童生徒支援事業補助金について、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業
補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり（変更・中止）を決定しましたので通
知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	
（変更・中止）の内容	
（変更・中止）の理由	

年 月 日

二宮町長 殿

報告者 住 所
氏 名
電話番号

二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金利用状況報告書

年 月 日付けで補助対象者として決定を受けた、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金について、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおりフリースクール等の利用状況を報告します。

記

利用状況

フリガナ	
児童生徒名	
フリースクール等の名称	
利 用 期 間	年 月～ 年 月
利 用 料	() 月分 円
	() 月分 円
	() 月分 円
	() 月分 円
	() 月分 円
	() 月分 円

添付書類

- ・二宮町フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書（第6号様式）
- ・その他町長が必要と認める書類

二宮町フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書

1 施設を利用している児童生徒の氏名

児童生徒名	
-------	--

2 利用期間

利用期間	年 月～ 年 月
------	----------

3 通所日※通所日に○をつけてください。

月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日

4 補助の対象となる経費（利用料）

月	円	月	円
月	円	月	円
月	円	月	円

※利用料とは、フリースクール等に在籍する全ての児童生徒に対して提供する活動に対して、フリースクール等から保護者に対し定期的または利用の都度請求される入学費、授業料、実習費、教材費等をいいます。

※補助の対象となる費用は、補助対象者がフリースクール等に支払う利用料の費用の総額を記入してください。

上記のとおり通所日及び補助の対象となる経費を報告します。	
年 月 日	
フリースクール等の名称	
代表者氏名	

年 月 日

様

二宮町長

二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けでの報告のあったフリースクール等の利用状況については、その内容を審査した結果、交付すべき補助金額を次のとおり決定したので、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

児童生徒名	
利用期間	年 月～ 年 月
交付決定額	円

補助金額の算出根拠

利用料 A	補助率（2/3） B	上限額 C	補助金額 （BとCを比較して少ない額）
月分 円	円	15,000 円	円
月分 円	円	15,000 円	円
月分 円	円	15,000 円	円
月分 円	円	15,000 円	円
月分 円	円	15,000 円	円
月分 円	円	15,000 円	円
補助金額合計			円

※ 1 月につき 100 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

報告者 住所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで確定通知を受けた、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金について、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

1 補助金請求額 _____ 円

[illegible]

令和8年5月定例教育委員会議予定

1 日 時 令和8年5月28日(木) 9時30分から

2 場 所 町民センター 2Aクラブ室

3 付議事項

4 報告・協議事項

※主な行事

5月26日(火) 二宮小学校 運動会

5月28日(木) 9:30 教育委員会議

13:30 総合教育会議

山西小学校 運動会

5月29日(金) 13:00 関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会
(新潟県)

